

第 1 7 回 所 沢 市 景 観 審 議 会

会 議 録

令 和 7 年 7 月 2 9 日

会 議 録

会 議 の 名 称	第 1 7 回所沢市景観審議会
開 催 日 時	令和 7 年 7 月 2 9 日（水） 午後 1 4 時 0 0 分から午後 1 6 時 0 0 分
開 催 場 所	所沢市役所 低層棟 3 階 全員協議会室
出 席 者 の 氏 名	（会議録別表 1 ）のとおり
欠 席 者 の 氏 名	（会議録別表 1 ）のとおり
説明者の職・氏名	
議 事	（ 1 ）委嘱状交付式 （ 2 ）会長及び副会長の選出 （ 3 ）所沢市ひと・まち・みどりの景観計画の改定について
会 議 資 料	・第 1 7 回所沢市景観審議会 次第 ・【資料 1 】景観計画改定版 ・【資料 2 】景観計画改定概要 ・【資料 3 】パブリックコメント手続きの実施結果 ・【資料 4 】第 1 7 回景観審議会説明資料（スライド資料）
担 当 部 課 名	（街づくり計画部） 遠藤街づくり計画部長、高野街づくり計画部次長、 （都市計画課） 増子課長、大河原副主幹、 豊田主査、長谷川主査、北田主任、佐々木主任、富田技師 （事務局）街づくり計画部 都市計画課 電話 04-2998-9192

(会議録別表 1)

(敬称略)

所沢市景観審議会委員名簿 会長 藤村 龍至 副会長 杉山 朗子

区 分	区 分 内 訳	委 員 名	出欠
知 識 経 験 を 有する者(5 人)	所沢市景観条例及び所沢市景観計 画アドバイザー	(色彩) すぎやま あきこ 杉山 朗子	出
		(照明デザイン) ちかだ れいこ 近田 玲子	出
		(建築) ふじむら りゅうじ 藤村 龍至	出
		(法律) もりた ともひろ 森田 智博	出
		(建築・都市計画) さとう まさゆき 佐藤 将之	出
関 係 団 体 の 代表者(4 人)	所沢商店街連合会(副会長)	たばた だいすけ 田畑 大介	出
	所沢市観光協会(事務局長)	ひさだ ただし 久田 雅	欠
	荒幡富士保存会 (会長)	うちの みつお 内野 光男	出
	所沢市景観市民活動クラブ(会長)	おかべ のりこ 岡部 のり子	出
公募による市民 (3 人)	市 民	こんどう ゆきまさ 近藤 幸政	出
	市 民	やしろ じゅんこ 八城 純子	出
	市 民	ながもり ま ゆ 永森 真優	出

発 言 者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
	■ 専門委員、関係団体委員及び市民委員に委嘱状の交付 ■ 小野塚所沢市長挨拶 ■ 遠藤街づくり計画部部長挨拶 ■ 配布資料等の確認 ■ 審議会成立の報告（欠席委員の報告） ■ 会長及び副会長の選出 ■ 会長、副会長の挨拶（互選により選出） 会長：藤村委員 副会長：杉山委員 ■ 会議録の確定方法（会長の承認をもって確定） ■ 会議の公開・非公開の決定（公開に決定） ■ 傍聴者の有無確認（傍聴者：無し）
藤村会長	それでは、ただ今より本題の議事に入りますが、事務局より議事進行の流れの説明をお願いします。
事務局	はい、ご審議いただく流れをご説明します。 議事は、1件でございます。これまでの景観審議会では、景観計画の見直しの検討にあたり、委員の皆様と意見交換させて頂いたところですが、ここで景観計画改定版の案がまとまりましたので、案のとおり改定してよろしいか諮問させていただくものです。審議の流れとしましては、初めに議事の内容について説明し、質疑応答の時間を設けさせていただきます。その後に、原案が妥当か意見を伺う流れとなります。
藤村会長	ただ今説明がありましたとおり、議事説明後に質疑応答を設け、その後に原案が妥当であるか意見を伺うという流れとのことですので、委員の皆様、よろしくお願いします。 それでは、議事1の説明をお願いします。
事務局	■ 議事 （1）所沢市ひと・まち・みどりの景観計画の改定について
事務局	—担当説明—

藤村会長	ありがとうございます。 平成 23 に景観計画が策定されてから最初の本格的な改定になり、改定内容については、スライド 25 ページをご覧くださいとわかりやすいと思います。まず、景観計画の全体構成としては、景観まちづくりや景観誘導における目標や景観像があり、その目標や景観象を実現するための各ゾーン方針や景観法における届出及び景観施策等の説明という構成となっています。 スライド上段の内容は、実際に申請者が建築物等を設計されるときに手続きとして重要になる部分です。スライド下段の内容は、市民の皆様に対して所沢の景観の良さを広めることや市民の皆様が愛着を持てる景観を共有するための仕組みとなる部分です。 今回の改定では、景観形成方針と共に景観づくりの視点という具体的な項目、事前協議や景観アドバイザーという景観誘導における新たな仕組みや役割が加えられ、実務的に建築物等を設計するプロセスに対し、きめ細やかな景観誘導のフォローができるような仕組みとなっています。 そして工業・産業系における基準の新設や色彩基準の見直しを図った背景として、近年、大型物流倉庫の立地が進んでおり、この大きな社会情勢に対して対応していかなければならないとのことでした。 また、今回の改定においてスライド 21 ページに記載されております公共施設の整備の方針を整理されたところは重要なポイントの一つであると思っております。景観法には景観重要公共施設という考え方があり、景観の軸や核になる公共施設、歴史的に重要な施設、優れた展望・眺望を有する施設は、景観重要公共施設として位置づけられることはありました。 以前の景観審議会において、三ヶ島中学校の屋上から狭山丘陵の景観を視察いたしましたが、所沢市の小中学校など公共施設が景観として見た際に目立って見えていました。 このことから、今回の改定において、公共施設の色彩は率先して景観計画の考え方に準じ対応し、模範となり、親しみのある良好な景観づくりに資するよう、整備と適切な管理に努めることという申請者のお手本となることが謳われたことは大きなことだと思います。なお、兵庫県西宮市では色彩に関して公共建築物についてのアドバイスの仕組みがあるそうです。 景観計画改定の全体像としましては以上となりますが、皆様、ご意見・ご質問等ありますでしょうか。
岡部委員	所沢市内を街歩きしながら所沢の景観資源等を基に短歌・俳句を詠む活動を行っております。昨今、所沢市の中心市街地においては都市化が進んでおりますが、富岡や山口など郊外に行くほど自然とみどりの中に住

事務局	宅などが建築されていると感じています。例えば富岡地区の多門院や三富新田など歴史的に重要な建造物等の傍に物流倉庫が建築されており、それらが所沢市らしい景観となりつつあるのかなと感じています。 今回の景観計画の改定において、工業・産業系建築物に対して色彩基準等の規制をする理由は、各ゾーンどこにでも大規模な物流倉庫や工場が建築される可能性があることから事前に規制するという事なのか、それとも工業・産業系建築物の建築行為自体を規制するものなのかどちらなのでしょう。 景観計画では、建築物等の土地利用の制限まで規制することはできませんが、工業・産業系建築物の建築計画をする際に、事前に最低限の景観に対する配慮等をして頂きたいと考え、今回の景観計画の改定では、工業・産業系建築物に対する色彩基準等の案を提示させて頂いております。 具体的には、近年、郊外へ工業・産業系大規模建築物が多数立地され、その工業・産業系大規模建築物の長大な壁面などは景観上配慮すべき課題と捉え、今回の景観計画の改定では、工業・産業系大規模建築物を建築面積 3,000 m²以上、高さ 10m以上を超える工場・倉庫等と定義し、工業・産業系大規模建築物に該当する建築物に特化した内容の色彩基準を設けました。また、工業・産業系大規模建築物は、周辺の景観への影響も大きいことから、良好な景観誘導を目的として建物の配置においては、道路や隣地境界線から一定距離後退すること、敷地の外周部には植栽等を施すこと、周辺のみどりと調和するような色彩とすることなどの配慮事項を設けております。
藤村会長	スライド 18 ページをご覧ください。スライドのとおり工業・産業系大規模建築はどのゾーンにも立地する可能性があります。このことから、工業・産業系大規模建築物には、どのゾーンに立地されたとしても工業・産業系大規模建築物の配慮事項及び色彩基準を適用していきます。 また、上位計画である都市計画マスタープランにおいて、産業系の土地利用を推進するための土地利用推進エリアに三ヶ島工業団地が含まれており、今後、物流倉庫等のまとまった工業団地が形成されることが想定されることから、そのエリアに特化した景観誘導を図るためにはゾーンという形で規制することが望ましいという議論があり、三ヶ島工業団地に適用する新たな工業・産業系市街地景観ゾーンを作りました。 景観計画では、立地そのものを規制するものではないですが、立地した場合にそれぞれ配慮事項・色彩基準を適用できるように今回の景観計画の

事務局	改定においては、工業・産業系大規模建築物に対するルール作りをしたということであります。 補足をさせていただきます。 現状、富岡地区など市街化調整区域である農地・丘陵地景観ゾーン内に多くの物流倉庫等が点在しています。 市街化調整区域という区域は、原則、建築行為ができない区域ではありますが、富岡地区や所沢インターチェンジ周辺などで一定の条件を満たし許可を得た場合においては、物流倉庫等の立地が可能となる場合があります。 原則、建築行為ができない市街化調整区域でもこのように工業・産業系建築物が立地できてしまう可能性があることから、景観としての周辺への配慮やみどりと調和した計画として頂きたいと考え、今回の景観計画の改定において、工業・産業系建築物に対する色彩基準設や配慮事項を設けさせて頂きました。
田畑委員	私が住んでいる銀座通り商店街では、40年以上前に作った計画で高い建物を建築するときは、建物の位置を道路から5m自主後退するといった内容の計画がありますが、最近、銀座通り沿いに自主後退していない建築物が2棟ほどあります。 40年前の計画ということもあり拘束力が無くなってしまったのでしょうか。今までも銀座通り沿いの建築物は自主後退を行って頂き広がりのある現在の景観ができております。今後のことも考え拘束力が無いのであれば今回の景観計画に盛り込んで頂くことはできないのでしょうか。
事務局	所沢市中心市街地街並み整備計画につきましては、新たな街づくりに向けて、「規範」と「指針」を設け、官民共同で街づくりを進めることを基本的な考えとして、銀座通りを中心とした範囲内で建築する場合、道路から5mの自主後退、建物の形状は前方を低く、後方は高くするといった配置計画をするなどの内容で計画されました。所沢市中心市街地街並み整備計画は、条例や法的な拘束力は一切なく、あくまでもお願いという形でスタートしていることから、民間の再開発では、ある程度事業者にまかせていたところであります。 所沢市中心市街地街並み整備計画の内容を景観計画の中に加えることはできませんが、銀座通りは景観計画で定めている商業系市街地景観ゾーンに位置していることから、景観計画では商業系市街地景観ゾーンの色彩基準

	や配慮事項にて景観誘導を図ることになると思います。 また、景観計画で定めている配置に関する配慮事項には、道路等から一定の間隔を確保して頂くような配慮事項を設けておりますが、具体的な後退距離の規定はしておりません。これは、市内全域に景観形成基準を設けており、「商業系市街地景観ゾーン」「農地・丘陵地景観ゾーン」「住居系市街地景観ゾーン」「工業・産業系市街地景観ゾーン」で統一して設けている配慮事項であることから具体的な基準を設けていないものとなります。なお、たとえば景観法では、一定のエリアを景観地区として定めることができ、景観地区が定められた場合、地権者の合意を受けて壁面後退などの検討をすることもできます。
田畑委員	私がお伝えしたいことは、中心市街地だけでよいので、限定的なエリアにおける地元の意見も吸い上げて頂きその意見を反映させていただきたいということです。
事務局	ご意見ありがとうございます。 今後は、ご意見を頂きました地域における所有者の方々と話し合いをさせて頂きながら、適宜、景観計画の見直しが必要かどうか検討を図っていききたいと思います。
藤村会長	所沢市中心市街地街並み整備計画のパンフレットを見直しているのですが、高さや面積などの規模の設定はあったのでしょうか。
事務局	所沢市中心市街地街並み整備計画の中では、高さや面積などの明確な定めはありません。超高層などを建築する際にご協力をいただくという形になっておりまして、元々道路から 5m の後退も自主後退という形でご協力を頂いておりました。
藤村会長	40 年前に中心市街地の将来像をどうしていくかという色々な想定を描きながら議論した結果、当時の地元の地権者の方々の志としては、中心市街地は、建築物を高層化し高度に土地利用していくことと建築物の形態を統一し、まとまりのある形で街並みを揃えるものであったと思います。 東京都の豊洲や武蔵小杉などタワーマンションが立ち並んでいる街は多くありますが、所沢のように統一したルールを用いて街並みの景観を揃えるという考えは無いと思いますので、当時の所沢の皆さんは志の高いチャレンジをしたと思います。

杉山副会長	街並みの景観を揃えるために拘束力のある地区計画や建築協定などで規制するのではなく、あくまで地権者や地元の方々の街づくりの志というある種の同意を得て、地権者の方々の想いを市がまとめたのが所沢市中心市街地街並み整備計画であったのだと思います。 当然、計画の策定に携わった当事者の方々は所沢市中心市街地街並み整備計画の内容について守っていくわけですが、新しく入ってこられた方々は、あくまで当該整備計画の内容においては、任意であることから守らない可能性もあります。 中心市街地で道路後退をせずに建築をした設計者にお伺いする機会があり、道路後退をせず建築した理由を聞いたところ、所沢市中心市街地街並み整備計画の内容は、任意であり、必ずしも遵守するルールではないという回答でした。やはり、これは建築士の見識であると思いますが、一般的に周辺の建築物が道路後退している状況で、道路後退をしないで建築をすることには違和感を持つと思いますがそう思わない方も事実いらっしゃるわけです。 このように時代の流れとともに変わっていく考え方に対してどう考えていくかだと思います。 田畑委員のようおっしゃるように当時の方の志を次の世代に引き継ぎ、中心市街地の景観を守っていくため、この中心市街地に限り景観計画の中でルール化の有無について、今後の検討事項として議論をしてもいいと思っています。 所沢市の中心市街地街並み整備計画における建築物に対する道路後退は、景観上の配慮として良いことだと思います。たとえば、所沢市ひと・まち・みどりの景観計画改定版の 35 ページに商業系市街地景観ゾーンの配慮事項のひとつとして「駅周辺や幹線道路沿いの建築物は、道路との間に間隔を設け・・・」と記述されていることから、所沢市では商業系市街地景観ゾーンでは基本的に建物と道路の間は間隔を保つという考え方を持っています。 この所沢市の考え方を基に銀座通り商店街の各商業組合等では、中心市街地街並み整備計画や当該計画の道路後退における具体的な数値の共有をもう一度周知するタイミングにあると思います。今後、商業系市街地景観ゾーンの配慮事項を土台として、行政、中心市街地内の商業者及び住民の三者で建築物に対する道路後退の具体的な数値について協議を行い整理していく必要があると思います。 そして、道路後退を考慮した建物の設計は所沢の良さであることから、
-------	--

藤村会長	協議し整理した結果については、後世の市民にも伝えていくことが必要と考えております。 東京都の銀座では、新築を建築する際、景観に対するチェックリストはもちろんありますが、事前に景観の専門課に建築計画の内容を説明したうえで、建築計画に対する審査・確認を受けないと建築確認申請がおりないという独自のルールがあり、このルールによって現在の銀座の景観が守られています。 所沢市の銀座通り商店街沿いの建築物における道路後退は、自主的な道路後退であり統一的な数値がないとの議論であります。もし、今回の景観計画の改正にて創設される景観アドバイザー制度が当時からあれば、銀座通り商店街沿いに建築物を建築する際、景観アドバイザーとの協議の中で、建築するルールとして絶対に遵守しなければならないものではないが、中心市街地街並み整備計画における自主的な道路後退があることや銀座通り商店街沿いの建築物における過去の建築設計経緯などについてのアドバイスを受けられ、設計者はアドバイザーからのアドバイスを基に計画内容について建築主に提案できた可能性はあったと思います。 これから行政、中心市街地内の商業者及び住民の三者で銀座通り商店街沿いに建築物を建築する際の自主的な道路後退寸法を厳密に数値化する方向で議論することも良いと思いますが、それよりも今回の景観計画の改定にて創設する景観アドバイザー制度を活用してもらい、自主的な道路後退の経緯や市としての街づくりの考え方などを伝え、より良い景観となるように誘導をしていけるようなやわらかい仕組みの制度になっていければよいと思いました。
近田委員	今回の議事の内容で一番気になるのは、所沢市の中でみどりが豊富な場所に人工的な工業・産業系大規模建築物が建築されていくことに対してどのように考えていくかということが問題点だと思います。 たとえば国としてみどりを守る対応の一つとして、国立公園等に指定しみどりを守っていくことなどが考えられますが、市でそのように一定の範囲を公営化しみどりを守っていく対応は難しいと思います。 所沢市の農地などを見て思ったことは、景色と景観は違うという認識で考えなければいけないという点です。 景観というのは、環境と景色など二つあるものを調整して見えるもので、景色は、農地などの自然風景のように調整することができない所沢市が持っている宝物の一つだと思います。その宝物である農地などに工業・産業

事務局	系大規模建築物が建築されることにより宝物が減少しつつある状況だと思います。農地などを活用することは、人の流入など街を豊かにするには必要なことではあると思いますが、今回の景観計画の改定内容では景色という所沢市の宝物が守れないのではと感じています。 ご意見のとおり、工場等の産業系の土地利用を図る目的で土地利用推進エリアとして位置付けているエリアには、元々まとまったみどりが多いところもあります。まとまったみどりがある土地利用推進エリアに工業・産業系大規模建築物が建築された際のまとまったみどりの保全是、市としても課題であると捉えています。今回の景観計画の改定では、景観として土地利用制限ができない中でもまとまったみどりに対する配慮・調和をどのように担保するかを市として考えさせて頂いております。 土地利用推進エリアである工業・産業系市街地景観ゾーン内の建築物におかれましても、工業・産業系大規模建築物におかれましても、建築される建築物は大規模建築物となりますので、建築される建築物の多くは街づくり条例や工場立地法等の対象建築物となり、緑地率の制限がかかることとなります。各法令等の緑地率の制限には、具体的な緑地の位置については指定がないので、景観計画では緑地の位置に配慮して頂きたいと考え、工業・産業系市街地景観ゾーン及び工業・産業系大規模建築物における配慮事項の中に「敷地の外周部は、緩衝緑地を設ける。」と記載しております。 また、建築する建築物の周辺における環境や景観そして実際に建築された建築物が周囲からどのように見えるかなど景観づくりの視点をイメージして頂くことが効果的だと考えています。このことから、改定する景観計画では多くのイラストを載せ、景観づくりの視点をイメージしやすくすることによって景観の誘導を図っております。 さらに所沢市の郊外地域における緑地の保全については、街づくり計画部だけではなく環境クリーン部でも緑地の保全を進めております。具体的には平成 23 年に策定された所沢しみどりの基本計画に基づき、都市緑地法で定める特別緑地保全地区の指定を実施するなど市としても緑地の保全を進めております。
藤村会長	所沢市としては景観計画の 41 ページに記載されている景観づくりのイメージイラストで、「中高木の連続した植栽等に緩衝緑地」「敷地境界から後退した配置」「光沢のある素材や反射する素材は使用しない」「長大で単調な壁面構成を避ける」など具体的に配慮の仕方を示しているので、所沢市の景観誘導の考え方が設計者に対して理解しやすくなったと思います。

	近田委員が気にされているのは、このような配慮事項は事後的なルール作りであるのではないかという指摘だと思います。そのご指摘はそのとおりかと思います。 先程議論いたしました銀座通り商店街における中心市街地街並み整備計画は、現状、当該計画の自主的な道路後退のルールが徹底されていないことや策定後に居住された住民へルールの共有がされていないことなど課題はあるものの、当時の地権者の方々が将来の開発のあり方をイメージし考えて、中心市街地街並み整備計画というルールを事前に作りました。 近田委員が気にされているみどりの保全に対する対応とは、中心市街地街並み整備計画のような事前にルール作りをしたものではなく、実際に開発が生じてから事後的に都市計画のゾーニングなどで対応しているみどりの保全対応のことだと思います。 この事後的な対応となった理由としては、物流業務の総合化・効率化を目的とした物流総合効率化法などの法によって、街中に点在している小さな倉庫の建築から大型倉庫の建築へ誘導するという国の大きな規制の流れがあり、都市計画においてもその流れに急遽対応する必要が生じました。 その大きな流れに対応した結果、所沢市において、物流倉庫等の産業系の土地利用を図る条件に合致したエリアの多くは、優良な農地や屋敷林などまとまったみどりが形成されたエリアであったということです。 このように、将来的な開発などがあらかじめ想定できれば、銀座通り商店街のように話合いのうえで、事前に街づくりのルールを作るという対応はできた可能性はありますが、今回の産業系大規模建築物等のような物流倉庫に対する急な規制の流れに対応するためには事後的な対応を取らざるを得なくなってしまったという違いがあると思います。
事務局	点在する大規模建築物については、そのような見解もあるかと思いますし、工業・産業系景観ゾーンの検討で現地視察して頂いた三ヶ島工業団地において、来年の４月ころから当該団地内で新規の建築が進んでいくと思われます。このため、事前に景観計画の改定内容を周知することを目的として地元の組合の方々へ景観計画の方針等についてご説明し、建築計画の際にはご配慮して頂くよう市としても対応していく予定であります。
藤村会長	市としてもこれからまとまりのあるみどりの保全に向けて対応できることがあれば対応はしていくということでご理解頂ければと思います。
杉山副会長	景観計画改定案 52 ページにある屋外広告物の誘導方針に対するアドバ

事務局	イザーや事前協議制度などの制定はしないのでしょうか。 屋外広告物の内容については、今後、条例化を含めて検討を進めたい項目であります。今回の改定の中で創設した景観アドバイザー制度の中で屋外広告物の配置等においても、景観としてのご助言ができるよう運用するなどの対応を考えております。
藤村会長	屋外広告物については、景観計画の配慮事項でチェックすることが現在対応出来る取組みであると思います。 しかし、今後はサイネージなど屋外広告物については、建築物に併せて個々に景観のアドバイスができるような取組みが最終的には求められるものですが、今回の景観計画の改定は、その最初の一步として位置づけられたと思います。
近藤委員	第 17 回景観審議会説明資料 17 ページに記載のある工業・産業系大規模建築物の条件として「建築面積 3,000 m²以上又は高さ 10mを超えるもの」のうち「建築面積 3,000 m²以上」の用語の定義について確認させて下さい。 敷地内で複数棟の建築物があった場合、個々では建築面積 3,000 m²以下でも各棟の建築面積を合算すると 3,000 m²以上となる場合、工業・産業系大規模建築物の基準は適用されるのでしょうか。
藤村会長	ご質問ありがとうございます。 建築基準法の原則として、一敷地一建築物という原則があります。建築面積も一敷地一建築物の原則にそって算出することになりますので、棟数というより一建築物毎の建築面積で判断することとなります。
藤村会長	みなさまの貴重なご意見ありがとうございました。 今回の改定の趣旨に照らしてみなさまのご意見をお伺いしまして銀座通り商店街の街づくりルールやまとまったみどりの保全における対応方法などの将来的な課題は見えたかなと思いますので、よろしければ質疑応答はここで終了とさせて頂き、原案が妥当かお伺いしたいと思います。 「所沢市ひと・まち・みどりの景観計画の改定について」、原案のとおり妥当なものとしてご異議ございませんか。 —賛成—

藤村会長	ありがとうございました。 議事（１）につきましては、全員一致（賛成多数）をもちまして本案を承認し、その旨答申することに決定しました。事務局は答申の手続きをよろしくお願いします。 多くのご意見頂き無事に審議は終了することができました。 所沢市の景観の考え方は、景観計画に謳っているひと・まち・みどりであります。これは平成 23 年の策定当時に議論した結果、市民と協働しながらひととまちとみどりがお互いに織り上げていき一つの景観を作っていくという考え方が表れたコンセプトだと思います。 このコンセプトを実現するため、今回の景観計画の改正内容は、今後建築される建築物のプロセスの中に反映できるようアドバイザー制度やイラストなどで所沢市の景観方針を具体的にわかりやすく示すことで次の景観行政のフェーズが始まる節目の改定になると思います。今後 2 年間の景観審議会での議論は、今回の景観計画の改定内容が実際に運用されていく中で生じる課題について議論していくことになると思います。委員のみなさまにおかれましては、それぞれの御知見をお持ちいただきましてまた、充実した審議をできればと思いますのでよろしくお願いいたします。 概ねよろしければ、本日の議事はこれにて終わります。 その他、何かありましたら事務局からお願いします。
事務局	次回の審議会の開催予定につきまして、お知らせさせていただきます。 今回は、令和 8 年 2 月初旬を予定しております。2 月の審議会では、景観計画改定の方針で今後検討していく事項について意見交換させていただきます。よろしくお願いします。
藤村会長	それでは、以上をもちまして本日の議事は全て終了しました。 皆様のご協力により円滑に議事を進行することができました。 厚く御礼申し上げます。 それでは、進行を事務局へお返しします。
事務局	ありがとうございました。 議事は全て終了しましたので事務局より閉会のご挨拶をさせていただきます。 本日は大変お忙しい中ご出席をいただき、慎重にご審議をいただき誠に

	ありがとうございました。
--	---------------------

以上をもちまして、第 17 回所沢市景観審議会を閉会いたします。